

小麦粉の認証基準

(適用の範囲)

第1 この基準は、栃木県内で生産された小麦を用い、県内で製粉した「小麦粉」について適用する。

(定義)

第2 この基準において「小麦粉」とは、県内産小麦を製粉したもので無漂白無添加のものをいう。

(品質及び品質表示)

第3 小麦粉の品質及び品質表示の基準は、「食品表示法」(平成25年6月28日法律第70号)の食品表示基準等、食品の品質・表示に関する法令の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。

区 分		基 準
品 材 料	原 料 小 麦	栃木県内で生産された小麦であること。
	原料小麦及び 食品添加物以 外の原材料	小麦以外のものは使用していないこと。
	食品添加物	使用していないこと。
質	品 位	次の品位に適合していること。 1 灰分 0.45%以下 2 水分 14.0%以下

(関係法令の遵守)

第4 小麦粉の製造、表示にあたっては、第3に定めるほか、関係法令を遵守すること。

附 則

この基準は、平成15年11月28日から適用する。

この基準は、平成22年9月1日から適用する。

この基準は、平成27年4月1日から適用する。